

# 第2期川崎区区民会議中間報告書



第1回全体会議  
区役所7階会議室



第2回全体会議  
田島支所3階会議室



第3回全体会議  
大師支所2階会議室

平成21年4月  
川崎区区民会議

# はじめに

区民の参加と協働で暮らしやすい地域社会をつくることを目的に、平成18年7月にスタートした川崎区区民会議も、平成20年7月から第2期に入り「手をつなごう、地域のつながり」と「地球環境とエコ」をテーマに、地域課題の解決に向けて検討を重ねて参りました。

第2期になって20人の委員のうち7人が入れ替わりましたので、気持ちを新たにするとともに、退任した委員も引き続き地域のためにご活躍されておりますので、取組みの裾野は確実に広がっているものと思います。

第2期でも実行することを重視する基本的な考え方は変わっておらず、川崎区区民会議の大きな特徴である実行計画を作成しました。実現性の高い実行計画にするため、専門部会の開催回数をそれぞれ4回ずつと第1期の倍にし、十分な議論を積み重ねたことにより、精度の高い実行計画ができたものと自負しています。

会議では毎回熱心な議論が展開され、課題解決に向けたさまざまな取組みが提案されました。緑のカーテンづくりなど、可能な取組みはすぐにでも実施して課題に対して迅速に対応する一方、時間を掛けて審議する必要がある取組みは、継続的に検討していくことにしました。

また、地域の人にもっと区民会議を知ってもらうことにも第1期と同様に力を入れました。区民会議を身近に感じてもらうため、全体会議を大師・田島支所で開催しました。実行計画を課題解決の取組みにつなげ、継続していくためには、区民の皆さんの協力が必要です。今後も区民会議が地域に出張しますので、ぜひ傍聴にお越しください。

区民会議は、平成17年度の試行の区民会議から数えて丸3年が経過したとはいえ、まだまだ歩み始めたばかりといった状態ですので、今後も試行錯誤の中で審議を進めいくことと思います。「川崎区区民会議とはこうあるべきだ」と決め付けるのではなく、区民の皆さんと一緒によりよい川崎区区民会議を作り上げていきたいと考えておりますので、今後ともご協力をお願いします。

平成21年4月



第2期川崎区区民会議委員長

魚津 利興

# 目 次

地域課題と審議テーマ	1
1 地域課題の把握	1
2 審議テーマの選定	3
・審議テーマまとめシート	4
(1) 地域力・地域のつながり	6
(2) 地球環境とエコ	7
審議の経過	8
1 審議の流れ	8
2 各会議の概要	9
(1) 全体会議	9
(2) 専門部会	10
(3) 委員と参与の懇談会	12
実行計画	13
1 「手をつなごう・地域のつながり」実行計画	14
(1) 「人のつながり、世代のつながり」の解決策概要	18
(2) 「防災訓練」の解決策概要	20
(3) 「外国人市民」の解決策概要	22
2 「地球環境とエコ」実行計画	23
(1) 「地域緑化」の解決策概要	26
(2) 「地域や家庭での環境意識向上のための啓発・教育」の解決策概要	27
・実行計画策定経過で出されたその他の意見	30
資料	32
・第2期川崎区区民会議委員名簿	33
・川崎区区民会議参与名簿	34
・川崎市区民会議条例	35
・川崎市区民会議条例施行規則	37
・川崎区区民会議要綱	39
・川崎区区民会議運営要領	41

# I 地域課題と審議テーマ

## 1 地域課題の把握

第2期川崎区区民会議では、第1回全体会議に先立って各委員に対して審議課題に関するアンケートを実施しました。このアンケートでは、区民に身近な課題を区民の手で解決に向けて取り組むため、各委員が日ごろの活動の中で把握した課題を一区民の視点で提案しました。

また、審議課題だけでなくその解決策と具体的取組みも併せて提案しました。これは、川崎区区民会議が単に議論をして提言するだけでなく、実現性を重視しているためです。

アンケートでは「多文化共生」「シニアパワーの活用」「地域防災」「区の魅力の周知」「地球温暖化対策」など17項目の課題が提案されました。

### 審議課題事前アンケートで提案された17項目の地域課題

#### 児童の健全育成

理由: 児童を社会の一員に  
論点: 児童の自覚を促すことと地域が認めること  
取組: 防災訓練などに児童が参加

#### 多文化共生

理由: 外国人市民や長期滞在者が増加している  
論点: 外国人との共生社会を築く  
取組: 情報の多言語化、地域の日本人との交流の場づくり

#### 地域コミュニティの活性化

理由: 地域コミュニティを課題解決の受け皿に  
論点: 地域コミュニティのネットワーク化、人材確保  
取組: シニア世代を活用して

#### シニアパワーの活用

理由: シニア世代の活躍で地域活性化を  
論点: シニア世代の活用と健康なシニアの創出  
取組: 帰属の緩やかなシニア組織づくりと既存の組織とのネットワーク化

#### 子どもにとっての安全・安心

理由: 学校内も含め地域には子どもにとって危険な場所が多い  
論点: 地域に防犯活動の拡大を  
取組: 学校内も含めた見回り、防犯ユニフォームで見回り、地域を巡回して地域の問題点の洗出し

## 子どもの居場所づくり

理由:公園の利用に制約が多く、子どもが思いきり遊べる場所が少ない  
論点:子どもが自由に遊べる場の設置  
取組:プレーパークの場所の確保、野球場の開放、公園の見守り、遊びリーダーなどの体制づくり、障がいがある子どもの居場所づくり

## 区の歴史、魅力の区民への周知

理由:公害、ギャンブルといったマイナスイメージを払拭する  
論点:歴史、魅力の情報発信、住民の地域への愛着を醸成する  
取組:情報発信拠点を整備、地域の歴史、史跡や伝統芸能を掘り起こし保存する

## 外国人市民、障害者にやさしいまちづくり

理由:外国人や障がい者に配慮した取組みが少ない  
論点:街のなかの案内などの多言語化、外国人や障がい者と区民が一緒できる取組みを増やす  
取組:通訳や翻訳の予算化、学習のサポート事業、障がいのある子どもの居場所づくり

## 地域防災

理由:安心して生活できる地域をつくる  
論点:区民の防災意識を高める  
取組:地域防災

理由:地域として一歩進んだ取組みを  
論点:昼間に発生した場合を想定して  
取組:参加型訓練を実施、地域の児童が参加

論点:地域での連携方法、防災のしくみづくり  
取組:災害時に活動主体の整理、各年代層への働き掛け

## 防犯活動

理由:予期できない犯罪が発生している  
論点:犯罪の対策、未然に防ぐ方法

## 高齢者、障害者が快適に暮らせるまちづくり

理由:車イスやベビーカーが安心して通行できない  
取組:区民に対して歩道にものを置かないように呼び掛ける

## 自転車マナーアップ

理由:暮らしやすい地域をつくる  
論点:区民のマナー意識の向上  
取組:交通安全や放置自転車などの自転車対策を実施する

理由:自転車事故が多い、マナーが悪い  
取組:安全教育を徹底、車検のように整備期間を設定、歩道や駐輪場の整備、自転車安全の日の設定

理由:自転車事故が多い、自転車の新しい通行ルールの周知が必要  
取組:自転車専用道をつくる、パトロールして指導する、子どもへの自転車指導

## 水と食糧を考える

理由:区民一人ひとりが考える必要がある  
論点:水と食糧の無駄をなくす、家庭でできる食料の生産、健康な食生活を身に付ける  
取組:節水や健康な食生活の啓発、家庭菜園などの推進、子どもへの食育

## 観光の視点で考える魅力的なまちづくり

理由:都市観光、産業観光が区のイメージアップに効果的  
論点:景観に配慮したまちづくり  
取組:景観上の問題点をまとめて提言

### ごみのないまちづくり

論点：非衛生的、ごみへの放火事件が多発している  
取組：ごみ集積場ごとに地域住民の話し合いを

### 地域緑化

理由：何をすればよいのかわからない人が多い、大人が植物に詳しくないと子どもの関心が伸びない  
論点：子どもが参加する緑化の取組みを、子どもを通じて大人に波及させる  
取組：公園の草木に名札をつける、区内の草花のマップ作成、植樹祭やウォーキングなどのイベントを

### 地球温暖化対策

理由：身近な問題として捉える必要がある  
論点：区民の環境意識を高める  
取組：多摩川の河川敷に花を植える、できる範囲でエコ活動、車を使わない交通アクセス

理由：緊急の課題  
論点：区民の環境意識を高める  
取組：「もったいない」活動や緑化活動を実施、省エネコンテストを実施、節電やエコバックの利用を促進

取組：ゴミの徹底分別、各家庭での省エネ運動、太陽光発電、風力発電や電気自動車などの利用促進

## 2 審議テーマの選定

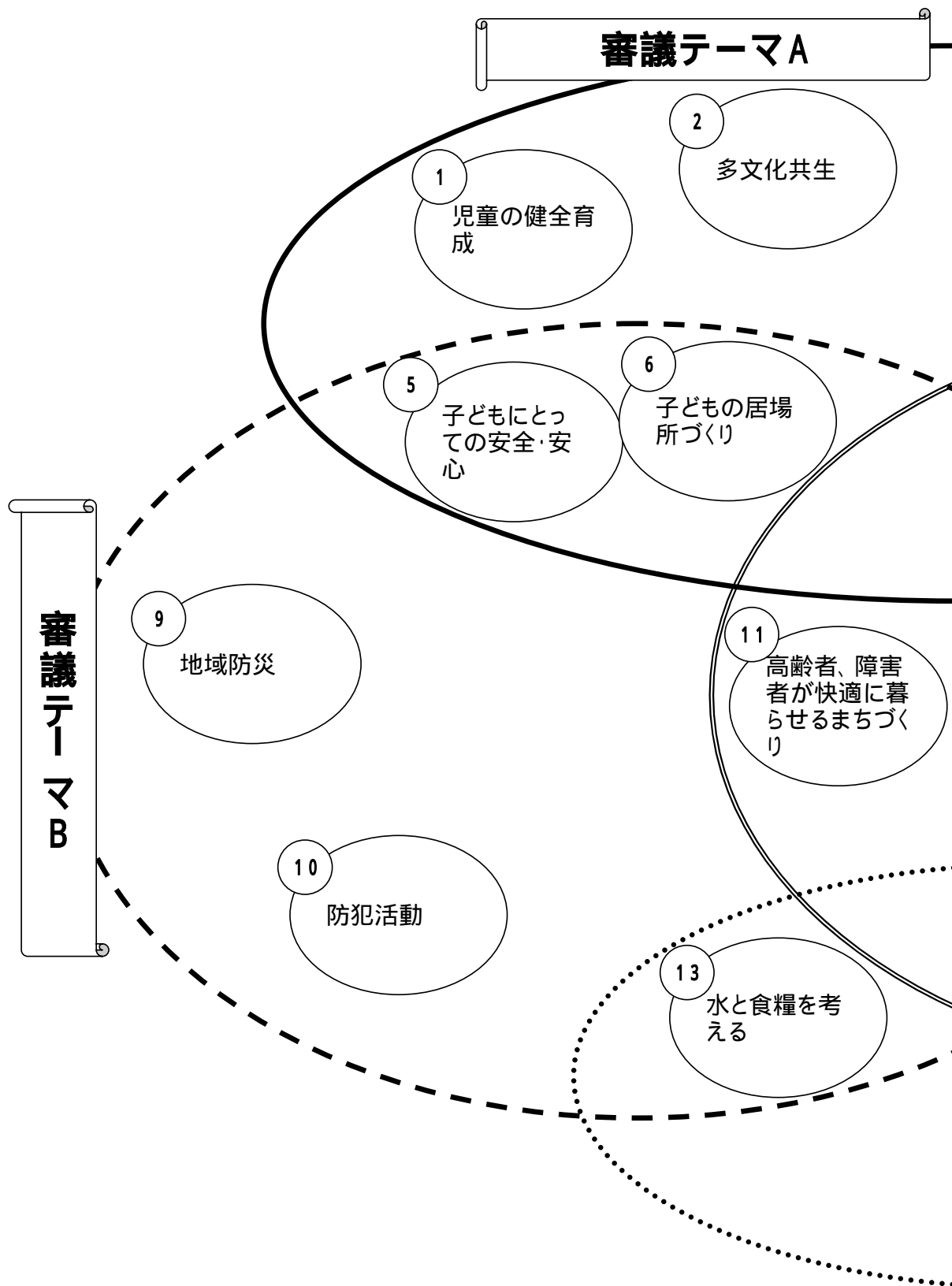
審議テーマの選定は第1回全体会議で行いました。アンケートで提案された課題を分野、目的などが共通するもので整理し、審議テーマA「地域力に関するもの」、審議テーマB「安全・安心に関するもの」、審議テーマC「地域の魅力に関するもの」、審議テーマD「地球環境に関するもの」の4つグループに分けました。

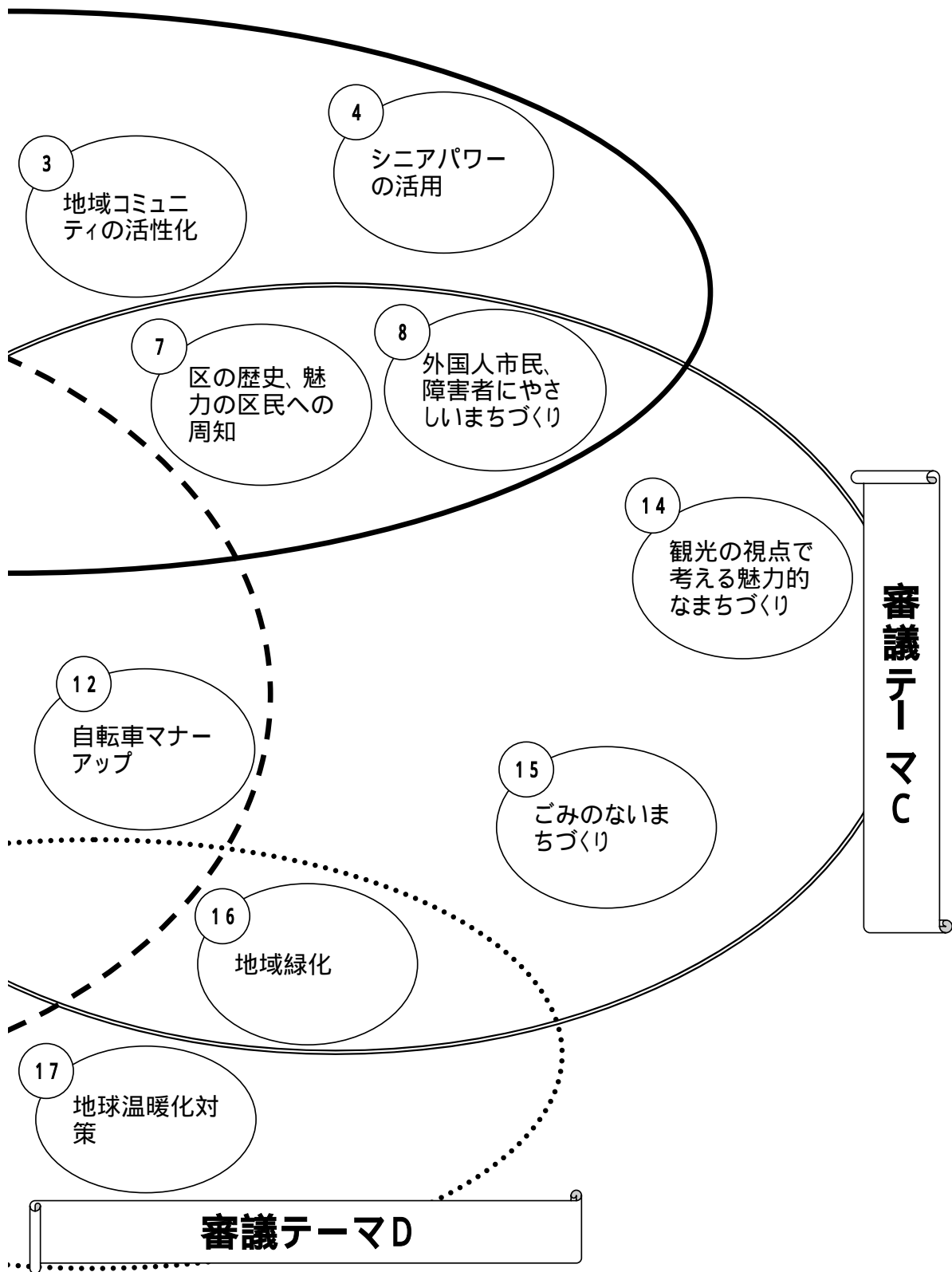
参照：審議テーマまとめシート（P4、5）

それぞれのグループで具体的に何を中心に審議するのかを検討し、優先順位付けをしたところ審議テーマAと審議テーマDの2つで専門部会を設置し、それぞれ「地域力・地域のつながり」と「地球環境・エコ」を中心として審議することに決まりました。

審議テーマやその審議テーマに沿って具体的にどのような課題に取り組むのかなどは、それぞれの専門部会で審議することに決まりました。

# 審議テーマまとめシート





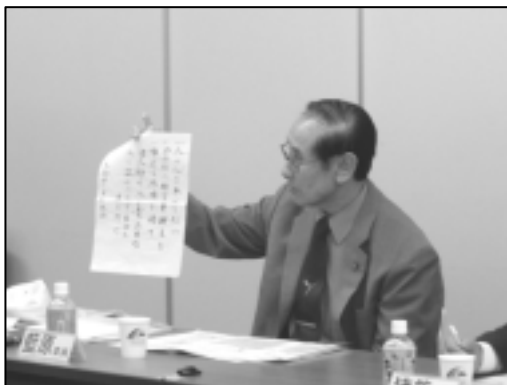


## (1) 地域力・地域のつながり

「地域力・地域のつながり」を中心に審議する審議テーマA部会では、地域に住んでいるさまざまな人のつながりを強めようと、審議テーマを「手をつなごう・地域のつながり」、部会名を「地域力・つながり部会」に決定しました。

最近新しく区民になった人も以前から住んでいる人も、子どもも高齢者も、外国人市民も、障害者もみんなで手をつないで一つにまとまることを目指しました。そのようにしてできたつながり力は結束力であり、ひいては地域の総合力、いわば「地域力」になると考えています。

部会では、今まで見ず知らずだった人が知り合えるような状況をつくろう、次の世代に地域を残そう、地域への愛着を醸成しようといった方向性で審議を進めました。



地域での取組み事例を紹介



## (2) 地球環境とエコ

「地球環境・エコ」を中心に審議する審議テーマD部会では、人類の共有財産である地球環境を区民みんなの力で守ろうと、審議テーマを「地球環境とエコ」、部会名を「区民が取り組む環境エコ部会」に決定しました。

部会名は、区民一人ひとりが当事者意識を持って主体的に取り組むことが必要であるという考えから、「区民が取り組む」と明記しました。

「地球環境」というとどこか遠い世界のことと考えてしまいますが、川崎区も決して無関係ではなく、他人任せにはしてはならない課題です。地域や家庭でできる身近な取組みを少しずつでも実行し、継続していくことが重要だと考えています。

部会では、区民一人ひとりが身近にできる取組みを検討しよう、子どもと一緒に取り組もう、区民に関心を持ってもらうために多摩川、海、産業都市といった区の特徴を活かした取組みを検討しようといった方向性で審議を進めました。

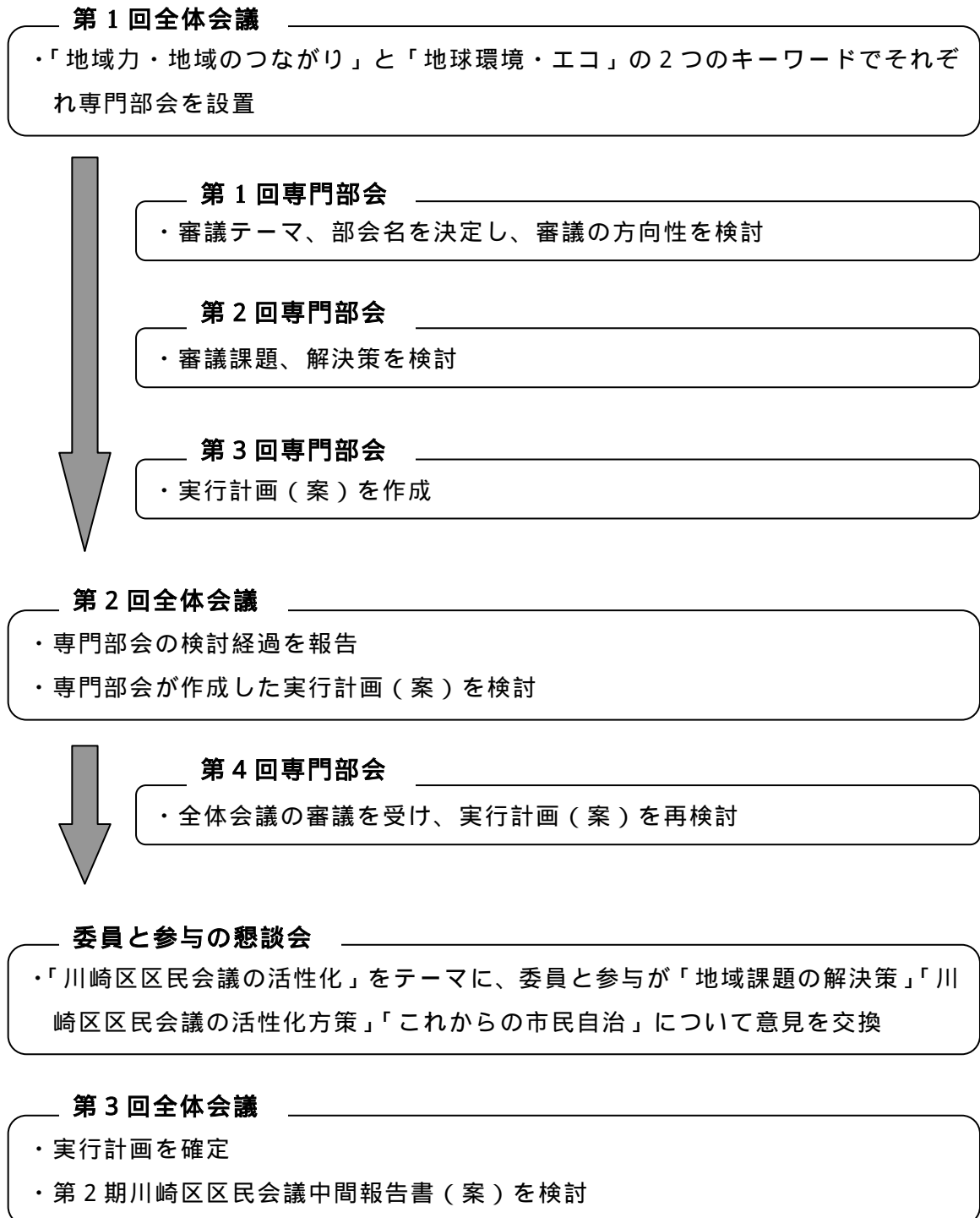


提案をプレゼンテーション

## Ⅱ 審議の経過

### 1 審議の流れ

審議は、専門部会での検討結果を全体会議に報告し、さらに意見や提案を加える形で進めました。また、任意参加で委員と参与の懇談会を開催し、意見交換を行いました。



## 2 各会議の概要

### (1) 全体会議

#### 第1回全体会議

開催日時	平成20年7月30日(水)18:30~20:20	開催場所	川崎区役所7階会議室
議題	(1)委員長、副委員長の選出 (2)川崎区区民会議運営要領の確認 (3)審議課題の選定	出席者	委員：20人 参与：8人 傍聴：1人
主な審議内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員長に魚津利興委員（川崎商工会議所）を、副委員長に弾塚誠委員（区安全・安心まちづくり推進協議会）と荒井敬八委員（区文化協会）を選出</li> <li>・「地域力・地域のつながり」と「地域環境・エコ」をキーワードに専門部会を設置し、審議することに決定</li> </ul>		

#### 第2回全体会議

開催日時	平成20年12月10日(水)18:30~20:20	開催場所	田島支所3階会議室
議題	(1)「手をつなごう、地域のつながり」実行計画(案)について (2)「地球環境とエコ」実行計画(案)について	出席者	委員：20人 参与：2人 傍聴：4人
主な審議内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地域力・つながり部会」と「区民が取り組む環境エコ部会」の審議経過を報告</li> <li>・「手をつなごう、地域のつながり」実行計画(案)と「地球環境とエコ」実行計画(案)を検討</li> </ul>		

#### 第3回全体会議

開催日時	平成21年2月17日(火)18:30~20:20	開催場所	大師支所2階会議室
議題	(1)「手をつなごう、地域のつながり」実行計画(案)について (2)「地球環境とエコ」実行計画(案)について (3)第2期川崎区区民会議中間報告書(案)について	出席者	委員：19人 参与：10人 傍聴：3人
主な審議内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「手をつなごう、地域のつながり」実行計画と「地球環境とエコ」実行計画を確定</li> </ul>		

## (2) 専門部会

手をつなごう、地域のつながり

### 第1回地域力・つながり部会

開催日時	平成20年9月11日(木)18:30～20:30	開催場所	川崎区役所7階会議室
議題	(1)部会長の選出 (2)審議テーマについて (3)部会名の決定 (4)審議課題について	出席者	委員：7人 傍聴：1人
主な審議内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部会長に星川孝宜委員(公募)を選出</li> <li>・審議テーマを「手をつなごう、地域のつながり」に決定</li> <li>・部会名を「地域力・つながり部会」に決定</li> <li>・審議の方向性を検討</li> </ul>		

### 第2回地域力・つながり部会

開催日時	平成20年10月20日(月)18:30～20:45	開催場所	川崎区役所7階会議室
議題	(1)課題について (2)解決策の検討について	出席者	委員：6人
主な審議内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審議課題を「情報発信、情報共有化」「人づくり、世代のつながり」「防災訓練」「外国人市民」「自慢づくり」の5つに設定</li> <li>・解決策を検討</li> </ul>		

### 第3回地域力・つながり部会

開催日時	平成20年11月18日(火)18:30～20:35	開催場所	川崎区役所7階会議室
議題	(1)実行計画について	出席者	委員：7人
主な審議内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「手をつなごう、地域のつながり」実行計画(案)を作成</li> </ul>		

### 第4回地域力・つながり部会

開催日時	平成21年1月19日(月)18:30～20:00	開催場所	川崎区役所7階会議室
議題	(1)実行計画について	出席者	委員：6人
主な審議内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回全体会議の審議を受けて「手をつなごう、地域のつながり」実行計画(案)を再度検討</li> </ul>		

## 地球環境とエコ

### 第1回区民が取り組む環境エコ部会

開催日時	平成20年9月30日(火)18:30～20:30	開催場所	川崎区役所7階会議室
議題	(1)部会長の選出 (2)審議テーマについて (3)部会名の決定 (4)審議課題について	出席者	委員：10人 傍聴：1人
主な審議内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部会長に原田歩委員（川崎区市民健康の森 海風の森を MAZU つくる会）を選出</li> <li>・審議テーマを「地球環境とエコ」に決定</li> <li>・部会名を「区民が取り組む環境エコ部会」に決定</li> <li>・審議の方向性を検討</li> </ul>		

### 第2回区民が取り組む環境エコ部会

開催日時	平成20年10月22日(水)18:00～20:00	開催場所	川崎区役所7階会議室
議題	(1)課題について (2)解決策の検討について	出席者	委員：10人 関係者：1人
主な審議内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審議課題を「地域緑化」「地域や家庭での環境意識向上のための啓発・教育」「区内の川や池などの環境保全」の3つに設定</li> <li>・解決策を検討</li> </ul>		

### 第3回区民が取り組む環境エコ部会

開催日時	平成20年11月21日(金)18:30～20:30	開催場所	川崎区役所7階会議室
議題	(1)実行計画について	出席者	委員：8人
主な審議内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地球環境とエコ」実行計画（案）を作成</li> </ul>		

### 第4回区民が取り組む環境エコ部会

開催日時	平成21年1月27日(火)18:30～20:00	開催場所	川崎区役所7階会議室
議題	(1)実行計画について	出席者	委員：7人
主な審議内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回全体会議の審議を受けて「地球環境とエコ」実行計画（案）を再度検討</li> </ul>		

### (3) 委員と参与の懇談会

#### 委員と参与の懇談会

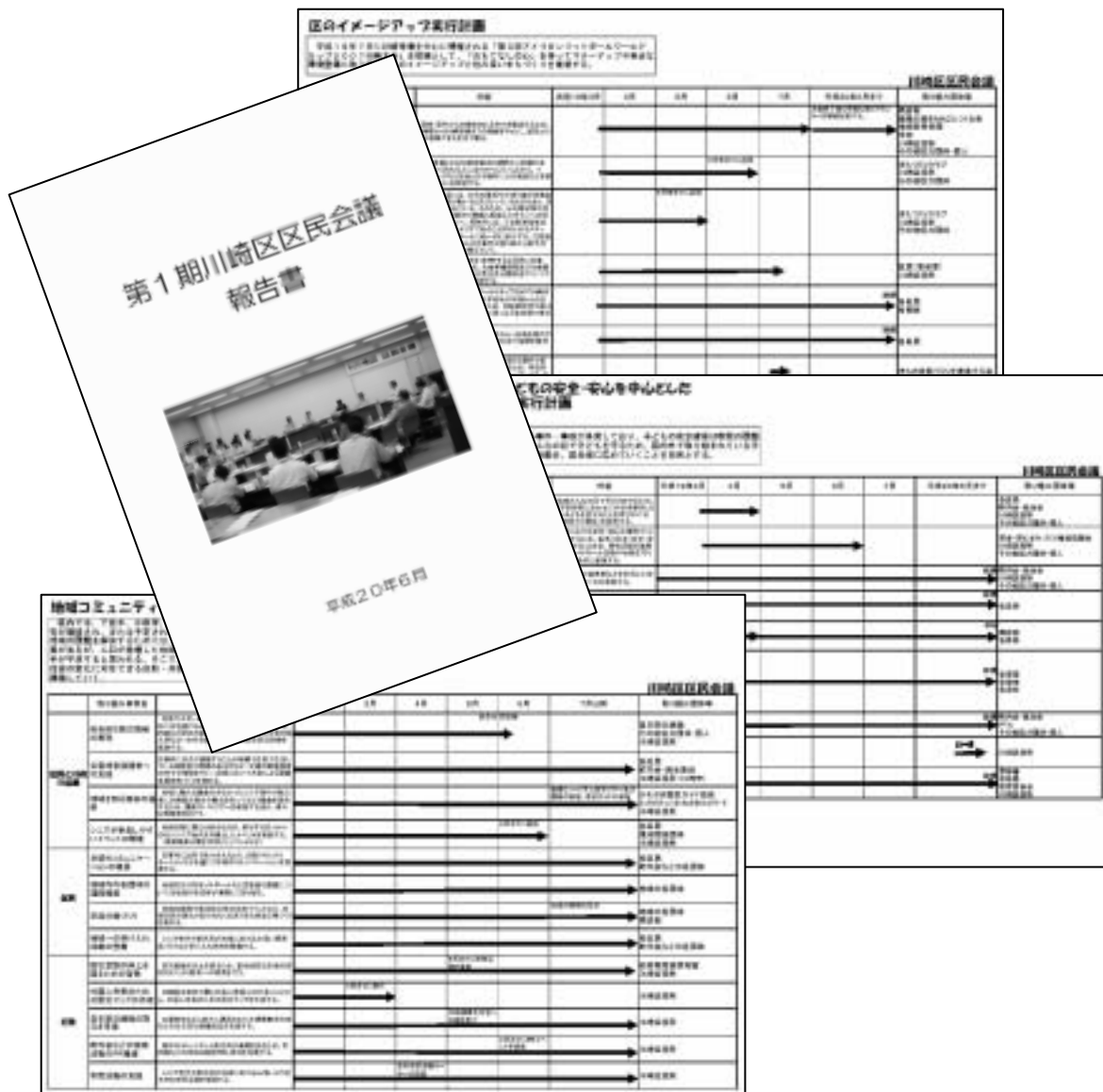
開催日時	平成 21 年 2 月 17 日(火)17:00 ~ 18:20	開催場所	大師支所 2 階会議室
テーマ	川崎区区民会議の活性化		
意見交換 項目	(1)川崎区区民会議の現状 (2)地域課題の解決策 (3)川崎区区民会議の活性化方策 (4)これからの市民自治	出席者	委員：17人 参与：10人
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 7 区合同区民会議を開催して、取組情報、考え方などの意見などを交換してはどうか</li> <li>・ 参与の位置付けがあいまいである。参与がもっと審議に参加できるようにする必要がある</li> <li>・ もっと若い世代の参加を促進する必要がある</li> <li>・ 委員、参与、事務局が連携して、区民会議の審議を予算も含めて市の施策に反映させることが重要だと思う</li> </ul>		

< 参考：円滑な会議運営などのために開催した会議 >

会議名	開催概要	主な内容
事前勉強会	平成 20 年 7 月 18 日 14:00 ~ 14:50	第 2 期から新たに選任された委員を対象に区民会議制度などを説明。
	川崎区役所 7 階会議室	
事前説明会	平成 20 年 7 月 18 日 15:00 ~ 17:00	区民会議の審議を円滑に進行するため、審議課題に対する意見を交換。
	川崎区役所 7 階会議室	
第 1 回幹事会	第 1 回幹事会は第 1 期分として平成 20 年 4 月 28 日に開催	
第 2 回幹事会	平成 20 年 12 月 3 日 13:00 ~ 14:30	第 2 回全体会議の運営方法を検討
	川崎区役所 7 階選挙管理委員室	
第 3 回幹事会	平成 21 年 2 月 5 日 9:00 ~ 10:30	第 3 回全体会議と委員と参与の懇談会の運営方法を検討
	川崎区役所 7 階選挙管理委員室	
第 4 回幹事会	平成 21 年 3 月 24 日 9:00 ~ 10:30	中間報告書の確認と平成 21 年度の進め方の検討
	川崎区役所 7 階選挙管理委員室	

# Ⅲ 実行計画

川崎区区民会議は、地域課題の解決に向けた取組みを実行することを重視しています。そのため、単に提案、提言をするだけでなく、誰が、いつ（までに）、どのようになどを具体的に決め、それを実行計画としてまとめています。実行計画は行政に課題解決の取組みを約束してもらうとともに、私たち区民の実行宣言という意味もあります。



第1期でも誰が、いつ（までに）、どのようになどを明記した実行計画を作成



# 1 「手をつなごう、地域のつながり」実行計画

地域力・つながり部会では「人づくり、世代のつながり」「防災訓練」「外国人市民」「情報発信、情報共有化」「自慢づくり」の5つの課題を設定して審議をしました。

## 人づくり、世代のつながり

「人づくり、世代のつながり」の課題では、主に地域活動を担う人材を育成すること、世代間の交流を促進することなどを審議しました。

審議の結果、地域の人の交流を図るきっかけとしてスポーツを活用する「スポーツを通じた交流の実施」や、第1期川崎区区民会議で実施した地域活動を紹介する取り組みを継続する「シニア世代の地域活動参加促進ツアーの開催」などに取り組むことが決まりました。

## 防災訓練

「防災訓練」は、災害発生時には地域の全ての人が助け合う必要があると考え、課題として設定しました。

災害時には障害者や外国人市民も含めていろいろな人が一緒に避難するということを認識し、体験してもらうため「防災訓練（防災フェア）への外国人市民や障害者などの参加促進」などに取り組むことが決まりました。

## 外国人市民

「外国人市民」は、川崎区は7区の中でも外国人市民の数が多いため、また、言葉の問題があることから地域情報や行政情報を得る機会、地域と接する機会などが少ないため、課題として設定しました。

行政情報や地域情報を多言語でまとめて提供する「外国人市民向けメルマガの配信」などに取り組むことに決まりました。

## 情報発信、情報共有化

「情報発信、情報共有化」の課題では、情報収集・発信の拠点を設置すること、情報収集・発信の担い手を育成することなどを審議しました。

情報収集・発信の担い手の育成には時間を要することなどから、継続して検討していくことに決まりました。

## 自慢づくり

「自慢づくり」は、地域への愛着や誇りを醸成することを目的に、史跡、有名人、名産品などいろいろな地域の自慢づくりをし、それを地域の人に周知することで地域

の活性化につなげようと審議しました。

「地域の高齢者から地域の昔話を聞く」は具体的な実施方法の検討に時間を要するため、継続して検討していくことに決まりました。また、「地域の魅力を周るウォーキングツアー」は地域活動参加促進ツアーとして実施することに決まりました。

審議の結果、具体的に誰が、いつ(までに)、どのようになど具体的に決まった「スポーツを通じた交流の実施」「防災訓練(防災フェア)への外国人市民や障害者などの参加促進」などの7つの取組みを実施することに決まりました。

参照：「手をつなごう、地域のつながり」実行計画(P16、17)

## 皆様の傍聴をお待ちしています



区民会議は傍聴できます。定員は、全体会議が20人、専門部会が10人で、いずれも当日先着順です。

事前にお申込みがあれば、保育士が子どもをお預かりします。

## 「手をつなごう、地域のつながり」実行計画

課題	解決策	取組内容	誰が	何を
人づくり、世代のつながり	・スポーツを通じた交流の実施	・子ども、高齢者、障害者なども含め、誰でも気軽に参加できるスポーツを通じて、地域の交流を促進する	・町内会 ・体育指導委員 ・川崎区役所	・誰でも気軽に参加できるスポーツである「カローリング」を地域に紹介し、それを通じて地域の交流を図る  ・参加者の目標になるようにカローリングの大会を開催する
	・シニア世代の地域活動参加促進ツアーの開催	・シニア世代の地域活動への参加を促進するため、地域活動の紹介や地域の魅力の見学などをするツアーを実施する	・区民団体(かわさき歴史ガイド協会など) ・川崎区役所	・シニア世代を対象に、区民団体の地域活動紹介、地域の魅力の見学などの内容でツアーを開催する
	・「地域の縁側」の支援	・地域の身近な交流の場を充実させるため、新たな「地域の縁側」の設置や、既存の「地域の縁側」の機能の充実を図る	・町内会 ・区民団体 ・川崎区役所	・新たな「地域の縁側」の設置を支援する ・既存の「地域の縁側」の機能の充実を支援する
防災訓練	・防災訓練(防災フェア)への外国人市民や障害者などの参加促進	・地域の防災訓練(防災フェア)に外国人市民や障害者などの参加を促し、実際に災害が発生したときの状況を地域の人と一緒に体験する	・町内会 ・PTA ・学校 ・川崎区役所	・地域の防災訓練(防災フェア)に外国人市民や障害者などの参加を促す  ・実際に災害が発生したときの状況を、外国人市民、障害者などと地域の人が一緒に体験する
	・東扇島東公園防災施設の視察	・基幹的広域災害拠点である東扇島東公園の防災施設の視察や防災講演会を実施する	・自主防災組織 ・川崎区役所	・東扇島東公園の防災施設の視察や防災講演会を実施する
外国人市民	・外国人市民向けメルマガの配信	・外国人市民向けに行政情報、地域情報などをまとめたメルマガを外国語ややさしい日本語で配信する	・かわさきコミュニケーションボランティア ・川崎区役所	・現在、区民団体のかわさきコミュニケーションボランティアが取り組んでいる外国人市民向けメルマガの配信を拡充する
	・外国人市民向け広報の充実、強化	・外国人市民向けの広報を充実、強化する	・川崎区役所	・区ホームページの外国人市民向け情報を充実させる  ・「外国人市民のための相談窓口」をPRする



## (1)「人のつながり、世代のつながり」の解決策概要

### ア スポーツを通じた交流の実施

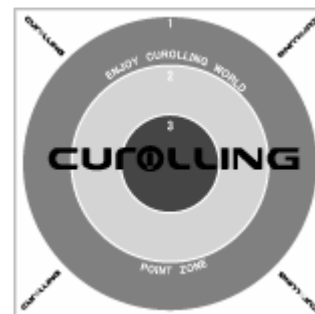
#### 考え方

地域の交流を図るためにはスポーツを活用することが有効です。しかし、現在、地域で実施しているスポーツ（バレーボール、ソフトボールなど）では、高齢者や障害者などが参加できないという課題があります。そこで、誰でも気軽に参加できるスポーツである「カローリング」を通じて、地域の交流を促進します。

カローリングとは、氷上で行うカーリングを床の上でもできるようにと考えられたスポーツです

#### 取組概要

町内会などのイベントでカローリングを実施します。最初はカローリングを知ってもらい、気軽に楽しむことから始めます。また、参加者の目標になるように、年に1回、カローリングの大会を開催します。なお、用具は川崎区役所が用意し、競技の指導や審判は体育指導委員が務めます。



誰でも気軽に参加できるカローリング

### イ シニア世代の地域活動参加促進ツアーの開催

#### 考え方

「シニア世代の地域活動参加促進ツアー」を第1期に引き続き実施します。シニ

ア世代はこれまで世の中を動かしてきた活力あふれる世代ですので、その力で地域をよりよくして欲しいと考えています。

#### 取組概要

シニア世代を対象に、地域活動への参加を促進するイベントを開催します。区民団体が参加者に地域活動を紹介するとともに、ウォーキングによる旧東海道などの地域の魅力を見学するツアーを実施します。



参加者に区民会議での審議を説明し、地域活動を紹介



「臨海部からわがまち川崎を考える」講演会



港湾局巡視船で川崎港を見学

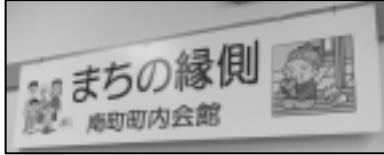
#### ウ 「地域の縁側」の支援

##### 考え方

「地域の縁側の支援」を第1期に引き続き実施します。地域の人々が気軽に交流できる場である「地域の縁側」の支援をします。

## 取組概要

新たな「地域の縁側」の設置や既存の「地域の縁側」の機能の充実を支援します。



地域の人気が兼ねなく交流できる身近な場



音楽に親しんだり、健康講座を開いたり、雑貨を作ったり

## (2)「防災訓練」の解決策概要

ア 防災訓練（防災フェア）への外国人市民や障害者などの参加促進  
考え方

災害が発生した場合、地域の全ての人が助け合う必要があります。しかし、地域

には外国人市民や障害者など文化や生活習慣などが異なる人もいるため、どのような対応すればよいのかをあらかじめ確認しておく必要があります。

#### 取組概要

町内会や区民団体が実施する防災訓練に外国人市民や障害者などの参加を促し、実際に災害が発生した状況を地域のさまざまな人が一緒に体験することによって、炊出しの食材や避難支援の方法などの注意点を確認します。



地域の防災訓練に外国人市民や障害者の参加を促進

### イ 東扇島東公園防災施設の視察

#### 考え方

区民の防災意識の向上を図り地域の防災力を強化するため、地域の防災組織を対象に東扇島東公園防災施設の視察をします。

#### 取組概要

地域の自主防災組織などを対象に、国の基幹的広域防災拠点であり、平成21年度の八都県市合同防災訓練の会場でもある東扇島東公園防災施設の視察をします。併せて防災に関する講演会も開催します。



人口海浜がある東扇島東公園は、災害時には基幹的広域防災拠点に



### (3)「外国人市民」の解決策概要

#### ア 外国人市民向けメルマガの配信

##### 考え方

外国人市民は、言葉の問題があることから地域情報や行政情報を得る機会が少なく、地域のことを知る機会も少ないので、外国人市民向けの情報提供を強化する必要があります。

##### 取組概要

現在、区民団体の「かわさきコミュニケーションボランティア」が取り組んでいる外国人市民向けメルマガを拡充します。メルマガは、地域情報や行政情報などを英語、スペイン語、ポルトガル語、中国語の4カ国語とやさしい日本語でケータイ向けに配信します。

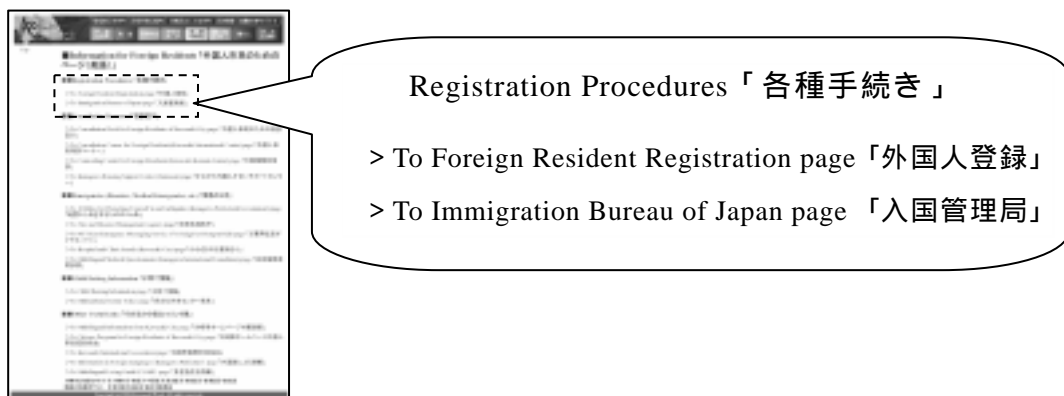
#### イ 外国人市民向け広報の充実、強化

##### 考え方

行政情報は市民生活上重要な情報が多いため、外国人市民への情報提供を強化する必要があります。

##### 取組概要

区ホームページの「外国人市民向けのページ」に区役所、支所の周辺図やフロア図などを新たに掲載します。また、区役所に設置されている「外国人市民のための相談窓口」のPRなど、川崎区役所の外国人市民向け広報を充実します。



区ホームページの外国人市民のためのページ（英語）

## 2 「地球環境とエコ」実行計画

区民が取り組む環境エコ部会では「地域緑化」「地域や家庭での環境意識向上のための啓発・教育」「区内の川や池などの環境保全」の3つの課題を設定して審議をしました。

### 地域緑化

「地域緑化」の課題は、区民一人ひとりが地域の身近な緑を増やすことを審議しました。

区民に植物を育成してもらうため、ゴーヤーなどの種や苗を配布する「緑のカーテンづくり」や商店街などに季節の花を植えたプランターを飾る「第1期の「まちを花で飾る活動」の拡充」などに取り組むことが決まりました。

### 地域や家庭での環境意識向上のための啓発・教育

「地域や家庭での環境意識向上のための啓発・教育」は、環境に対する市民の関心が低いこと、子どもの環境教育が家庭で生かされていないことなどから課題として設定しました。

環境エコを呼び掛けるポスターを作成して掲示、配布する「環境意識向上ポスターの作成」や、日常生活の中でできる環境にやさしい取組みを紹介する「環境出前講座の実施」などに取り組むことが決まりました。

### 区内の川や池などの環境保全

「区内の川や池などの環境保全」の課題は、水資源の大切さと多摩川や川崎の海の魅力を区民に周知することを審議しました。

「水に親しむイベントの実施」などを検討しましたが、具体的な実施方法の検討に時間を要するため、継続して検討していくことに決まりました。

審議の結果、具体的に誰が、いつ(までに)、どのようになど具体的に決まった「緑のカーテンづくり」「環境意識向上ポスターの作成」など、7つの取組みを実施することに決まりました。

参照：「地球環境とエコ」実行計画（P24、25）

## 「地球環境とエコ」実行計画

課題	解決策	取組内容	誰が	何を
地域緑化	・緑のカーテンづくり	・各家庭での緑化を推進するため、緑のカーテン用にゴーヤーなどのつる性植物の種や苗を区民に配布する	・町内会 ・区民団体(海風の森をMAZUつくる会、まちづくりクラブ、老人クラブ、PTAなど) ・学校 ・川崎区役所	・区民に家庭で育てられる植物の種や苗を配布する ・種のまき方や育成方法を記載したパンフレットを、種や苗と一緒に配布する
	・第1期の「まちを花で飾る活動」の拡充	・第1期で実行した「まちを花で飾る活動」を拡充する	・海風の森をMAZUつくる会 ・商店街 ・川崎区役所	・区内で開催される大きなイベントに併せて「まちを花で飾る活動」を実施する  ・現在、川崎駅東口の商店街で実施している「まちを花で飾る活動」の実施場を広げる
	・公共施設の緑化推進	・公共施設に壁面緑化、屋上緑化などの取組みを呼び掛ける	・区内の各公共施設 ・区民団体(海風の森をMAZUつくる会)	・公共施設に壁面緑化、屋上緑化などの取組みを呼び掛ける
地域や家庭での環境意識向上のための啓発・教育	・環境意識向上ポスターの作成	・区民の環境意識の向上を目的として、環境エコを呼び掛けるポスターを作成し、区内の各所に配布、掲示する	・町内会 ・区民団体 ・学校 ・川崎区役所	・環境エコを呼び掛けるポスターを作成する ・作成したポスターを区内各所に掲示する
	・環境出前講座の実施	・地域の団体を対象に、環境意識の向上を図り、日常生活の中でできる環境にやさしい取組みを紹介する環境出前講座を実施する	・町内会 ・区民団体(グリーンコンシューマーグループ、川崎区地域女性連絡協議会など) ・川崎区役所	・地域の団体を対象に環境出前講座を実施する
	・環境エコ期間(週間)の設定	・特定の期間を環境エコ期間(週間)に設定し、重点的に環境エコ活動を区民に呼び掛ける	・町内会 ・商店街 ・区民団体 ・川崎区役所	・特定の期間を環境エコ期間(週間)に設定し、重点的に環境エコを区民に呼び掛ける
	・環境先進企業見学の実施	・小学校を対象に環境先進企業見学を実施し、併せて環境出前講座も実施する	・区民団体(グリーンコンシューマーグループ、川崎区地域女性連絡協議会など) ・企業 ・学校 ・川崎区役所	・小学校を対象に環境先進企業見学を実施し、併せて環境出前講座も実施する

第1期からの継続	いつ(までに)						その他 (どこで、どのようになど)
	21年1月	4月	7月	10月	22年1月	4月以降	
							<ul style="list-style-type: none"> <li>川崎区役所の窓口に種とパンフレットを用意し、来庁者に持って帰ってもらう</li> <li>種や苗の配布は、区民団体を通じて市民活動交流フェスティバル(2月14日実施)でも行う</li> <li>種や苗の配布は、時季を考慮して5月までに行う</li> <li>種が採れた場合は、次年度も植えてもらえるように促す</li> <li>委員も植物を育て、その写真を撮影して広報に活用する</li> </ul>
							<ul style="list-style-type: none"> <li>アメリカンフットボールU-19グローバルチャレンジボウル2009川崎大会のために川崎球場を花で飾る(順次実施)</li> <li>期間は3月19日～23日まで</li> <li>場所は富士見通りから川崎球場に向かう歩道</li> </ul>
							<ul style="list-style-type: none"> <li>田島支所、建設センター、衛生研究所などの緑化をする</li> <li>ほかの公共施設にも取組みを呼び掛ける</li> <li>植物は区民団体(海風の森をMAZUつくる会など)の協力を得て管理する</li> </ul>
							<ul style="list-style-type: none"> <li>ポスターを作成する(6月までに実施)</li> <li>ポスターを掲示し、区民に環境エコを呼び掛ける(7、8月の間に実施)</li> <li>ポスターは小学校(4校程度を予定)の児童に作成してもらう</li> <li>優秀な作品はアゼリア広報コーナーなどに掲示し、特に優秀な作品は印刷して町内会掲示板、地域の街路樹などに掲示して区民に環境エコを呼び掛ける</li> </ul>
							<ul style="list-style-type: none"> <li>環境出前講座を実施する(順次実施)</li> <li>環境出前講座は区民団体(グリーンコンシューマーグループや川崎区地域女性連絡協議会など)と協働で行う</li> <li>講座は1日単位とし、複数の団体に参加を呼び掛ける</li> <li>講座のメニューは複数用意し、受講団体が選択できるようにする</li> <li>会場は川崎区役所の会議室を使用する</li> </ul>
							<ul style="list-style-type: none"> <li>7、8月の特定の期間を環境エコ期間(週間)に設定する</li> <li>環境エコ期間(週間)を市政だより区版や区ホームページで広報し、区民に取組みを呼び掛ける</li> <li>環境エコ期間(週間)に打ち水大会や環境出前講座などを実施する</li> <li>川崎区役所の窓口で、我が家の環境エコ宣言用紙や家庭でできるエコの一覧などを配布する</li> </ul>
							<ul style="list-style-type: none"> <li>5年生を対象に、4校程度で実施する</li> <li>環境先進企業見学を実施し、併せて環境出前講座も実施する</li> <li>環境出前講座の講師は区民団体(グリーンコンシューマーグループ、川崎区地域女性連絡協議会など)が務める</li> <li>見学する企業はJFE、味の素、東京電力など</li> <li>見学する企業は小学校の時間の都合を考慮して1、2カ所にする</li> </ul>

## (1)「地域緑化」の解決策概要

### ア 緑のカーテンづくり

#### 考え方

地球環境を守るためには、区民一人ひとりが家庭で身近にできる取組みの積重ねが重要です。緑のカーテンづくりは、平成20年度に環境局が「緑のカーテン大作戦」を実施した実績があることから、区民が気軽に始められて継続できる取組みとして適していると考えました。

#### 取組概要

ゴーヤーなどのつる性植物の種や苗を、種のまき方や育成方法などを記載したパンフレットともに、区民に配布します。種や苗は川崎区役所の窓口に設置し、来庁者が自由に持ち帰られるようにして配布します。ほかにも、市民活動交流フェスティバル（平成21年2月14日開催）で配布しました。

なお、種が採れた場合は、翌年にその種を植えてもらえるように促します。



秋にはゴーヤーの収穫も



### イ 第1期の「まちを花で飾る活動」の拡充

#### 考え方

「まちを花で飾る活動」を第1期に引き続き実施します。第1期では区のイメージアップとして実施しましたが、植物を増やすことはヒートアイランド現象の緩和につながりますので、両方の意味で取組みを広げます。

#### 取組概要

平成21年3月21日（土）に開催された「アメリカンフットボールU-19グローバルチャレンジボウル2009川崎大会」の開催に合わせ、会場となる川崎球場周辺に季節の花を植えたプランターを飾りました。大会終了後は田島地区の商店

街に移設しました。そのほかにも、実施場所を広げていきます。



アメフットの大会に合わせて、川崎球場周辺にプランターを設置



プランター作り、季節の花植えなど全て区民団体が手作業で実施

## ウ 公共施設の緑化推進

### 考え方

地球温暖化防止のために公共施設の緑化を推進します。

### 取組概要

区内の公共施設に壁面緑化、屋上緑化などを推進します。田島支所、建設センターのほか、衛生研究所（健康福祉局）で実施します。ほかの施設にも取組みを呼び掛けていきます。

## (2)「地域や家庭での環境意識向上のための啓発・教育」の解決策概要

### ア 環境意識向上ポスターの作成

#### 考え方

区民に環境エコを呼び掛けるポスターを掲示し、環境意識の向上を図ります。ポスターは子ども（小学校の児童）が作成することで呼掛けの効果を高めます。

#### 取組概要

小学校（4校程度）の児童に環境エコを呼び掛けるポスターを作成してもらい、

優秀な作品は町内会掲示板、アゼリア広報コーナーなどに掲示します。

## イ 環境出前講座の実施

### 考え方

地域に環境エコ活動を広げる団体を育成するため、区民団体を対象に環境出前講座を開催します。

### 取組概要

地域で活動する区民団体を対象に、日常生活の中でできる環境にやさしい取組みを紹介します。講座は、環境にやさしい消費行動、家庭でできる省エネ、環境にやさしい調理方法などの内容で実施します。



オリジナルエコバッグ作りやエコクッキングを実施

## ウ 環境エコ期間（週間）の設定

### 考え方

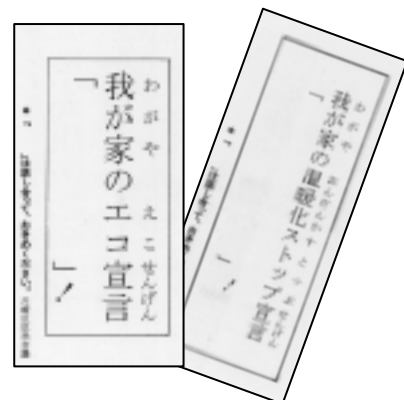
区民に対して効果的、効率的に環境エコを啓発するため、重点的に呼掛けや取組みを行う期間を設定します。

### 取組概要

7、8月の間の特定の期間（週間）を「環境エコ期間（週間）」に設定します。期間中は区ホームページなどで広報したり、打ち水大会を実施したり、各家庭で環境エコの取組みを記入する「我が家の環境エコ宣言」用紙を配布したりします。



打ち水大会の開催や「我が家のエコ宣言」用紙を配布



## エ 環境先進企業見学の実施

### 考え方

川崎区の特徴を活かして環境エコを啓発します。区内には多くの企業が立地しており、その中には先進的な環境対策に取り組んでいる企業があります。そこで、それらの企業の環境対策の考え方や取組みなどを見学し、区民の環境意識の向上を図ります。

### 取組概要

小学校（４校程度）の児童（５年生）を対象に、先進的な環境対策に取り組んでいる企業の見学を実施するとともに、区民団体による環境出前講座を開催します。

## できることからすぐに実行します

「緑のカーテンづくり」の取組みとして、平成21年2月14日に開催された市民活動交流フェスティバルで、環境・エコアンケートを実施し、回答していただいた人にビオラの苗と「我が家のエコ宣言」用紙を配布しました。アンケートには、165人の方に答えてもらいました。

### 主なアンケート結果

買い物のときはマイバッグを持参する

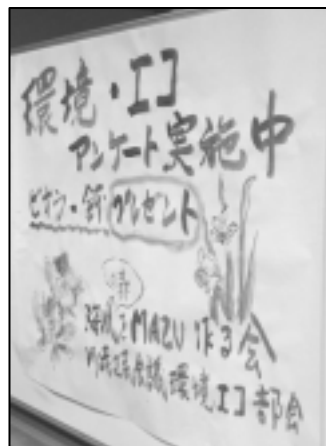
「はい」141人、「これから」9人

水が跳ね返らないように、食器を洗うときの水量を絞っている

「はい」90人、「これから」23人

夏季にはつる性植物で日差しを遮っている

「はい」49人、「これから」22人





# 実行計画策定経過で出されたその他の意見

審議の過程で具体的にまとめられず時間を掛けて審議する必要がある取組みは、継続的に検討していくことにしました。

## 1 地域力・つながり部会

課 題	解 決 策
情報発信、情報共有化	・地域のミニギャラリー、集会所の充実
	・情報受発信センターの設置
	・情報収集、発信の充実、強化
人づくり、世代のつながり	・小、中学校の校庭や体育館を活用したスポーツを通じた交流の実施
	・地域の若手の集会の開催
防災訓練	・地域と中学校の合同防災訓練
外国人市民	・区民である外国人市民と日本人との情報交換の場づくり
	・外国人市民弁論大会の開催
	・ウェルカムセット(転入者向け案内資料のセット)各資料の外国語版作成
自慢づくり	・地域の高齢者から地域の昔話を聞く

## 2 区民が取り組む環境エコ部会

課 題	解 決 策
地域緑化	・ケナフを活用した緑化推進
	・地域による道路沿いの植栽の管理
地域や家庭での環境意識向上のための啓発・教育	・地域環境リーダー育成講座への参加促進
区内の川、池、海などの水資源の環境保全	・水に親しむイベントの実施

取 組 内 容
・地域のミニギャラリー、集会所への支援(優遇税制措置など)を強化し、地域の拠点にする
・地域情報を集約する情報受発信センターを設置する
・地域自慢情報誌の発行や地域情報を掲示する場所の確保など情報収集、発信の取組みの受け皿となる団体の育成を目指す
・小、中学校の校庭や体育館を地域に開放して自由にスポーツなどを楽しめるようにする
・地域の若手を集めた集会を開催し、自由に討論してもらって交流を深めるとともに、地域活性化のアイデアを検討する
・地域と中学校が合同で防災訓練を実施する
・区民である外国人市民と日本人との文化交流イベントや各国の料理教室などを実施し、情報交換の場づくりをする
・外国人市民の弁論大会開催する。外国人市民に関心がある日本人にも参加を促し、交流を図る
・ウェルカムセットとして配布している転入者向けの資料の外国語版を作成し、外国人登録手続きに訪れた外国人市民に配布する
・地域の人が地域の高齢者から地域の昔話を聞く機会を設ける

取 り 組 み 内 容
・ケナフなどを植えて企業の敷地内の緑化を推進する ・区民の環境意識の向上を図るため、ケナフを使った紙づくり教室を開催する
・地域の団体が道路沿いの植栽を管理したり、花を植えたりする
・地域の環境エコ活動の中心になる人材を育成するため、区民に地域環境リーダー育成講座への参加を促す ・参加を促進するとともに、講座を修了した地域環境リーダーが自立的に環境エコの取組みを地域に広げる方法を検討する
・多摩川や海(東扇島東公園の砂浜)などに親しむイベントを実施する ・多摩川の魅力を伝え、水環境保全の大切さを周知するため、多摩川の清掃や多摩川の特徴を活かした遊びをする

# 資 料

第 2 期川崎区区民会議委員名簿

川崎区区民会議参与名簿

川崎市区民会議条例

川崎市区民会議条例施行規則

川崎区区民会議要綱

川崎区区民会議運営要領

## 第 2 期川崎区区民会議委員名簿

任期：平成 20 年 7 月 1 日から平成 22 年 6 月 30 日まで

50 音順、敬称略

氏名	推薦団体・分野など	
あいはら あきら 藍原 晃	川崎区連合町内会	地域住民組織活動、まちづくり活動など 市民自治を推進する分野
あらい けいはち 荒井 敬八	川崎区文化協会	文化又は観光の振興などまちの魅力を発信する分野
いのくま としお 猪熊 俊夫	かわさきタウンマネージメント機 関運営協議会（かわさき TMO）	産業の振興、都市拠点の形成などまちの 活力を高める分野
うおつ としおき 魚津 利興	川崎商工会議所	その他、各区の地域特性に 応じた課題に関する分野 企業市民
きくち こうき 菊地 弘毅	川崎区医師会（社団法人 川崎市 医師会）	福祉の推進、健康の増進など幸せな暮らしを支える分野
きじま ちえ 木島 千栄	公募	
しまだ じゅんじ 島田 潤二	川崎区連合町内会	地域住民組織活動、まちづくり活動など 市民自治を推進する分野
すやま よしこ 須山 令子	川崎区保護司会	福祉の推進、健康の増進など幸せな暮らしを支える分野
たなべ とみお 田辺 富夫	川崎区まちづくりクラブ	地域住民組織活動、まちづくり活動など 市民自治を推進する分野
だんづか まこと 弾塚 誠	川崎区安全・安心まちづくり推進 協議会	防災又は地域交通環境の向上など安全で 快適な暮らしを支える分野
とみた よりと 富田 順人	社会福祉法人 川崎市川崎区社会 福祉協議会	福祉の推進、健康の増進など幸せな暮らしを支える分野
ながしま とおる 長島 亨	川崎区連合町内会	地域住民組織活動、まちづくり活動など 市民自治を推進する分野
ぱく よんじゃ 朴 栄子	川崎市ふれあい館（社会福祉法人 青丘社）	その他、各区の地域特性に 応じた課題に関する分野 多文化共生
はせがわ ゆきこ 長谷川 幸子	川崎区民生委員児童委員協議会	子育て、教育など人を育て心をはぐくむ 分野
はらだ あゆむ 原田 歩	川崎区市民健康の森 海風の森を MAZUつくる会	緑の保全、ごみの抑制など自然環境又は 生活環境を向上させる分野
ふじおか れいこ 藤岡 玲子	公募	
ふるかわ ひろこ 古川 博子	川崎区 P T A 協議会	子育て、教育など人を育て心をはぐくむ 分野
ほしかわ たかよし 星川 孝宜	公募	
みやざき とみこ 宮崎 とみ子	公募	
よしの ちさお 吉野 智佐雄	特定非営利活動法人 かわさき歴 史ガイド協会	文化又は観光の振興などまちの魅力を発信する分野

（ 20 名）

## 川崎区区民会議参与名簿

五十音順・敬称略

### 【市議会議員】

氏名	所属会派
<small>イツカ</small> 飯塚 <small>マサヨシ</small> 正良	民主党
<small>イワサキ</small> 岩崎 <small>ヨシユキ</small> 善幸	公明党
<small>コバヤシ</small> 小林 <small>キミコ</small> 貴美子	公明党
<small>サカモト</small> 坂本 <small>シゲル</small> 茂	自民党
<small>サノ</small> 佐野 <small>ヨシアキ</small> 仁昭	共産党
<small>シマザキ</small> 嶋崎 <small>ヨシオ</small> 嘉夫	自民党
<small>ニシ</small> 西 <small>ジョウジ</small> 譲治	民主党
<small>ハマダ</small> 浜田 <small>マサトシ</small> 昌利	公明党
<small>ハヤシ</small> 林 <small>ヒロミ</small> 浩美	自民党
<small>ミヤハラ</small> 宮原 <small>ハルオ</small> 春夫	共産党

### 【県議会議員】

氏名	所属会派
<small>スギヤマ</small> 杉山 <small>ノブオ</small> 信雄	自民党
<small>タケダ</small> 武田 <small>イクサブロウ</small> 郁三郎 (平成20年12月25日逝去)	社民党

市議会議員10人、県議会議員2人、合計12人

## 川崎市区民会議条例

平成18年3月23日

条例第11号

### (目的及び設置)

第1条 区民(川崎市自治基本条例(平成16年川崎市条例第60号)第22条第1項に規定する区民をいう。以下同じ。)の参加及び協働による区における地域社会の課題の解決を図るための調査審議を行い、もって暮らしやすい地域社会の形成に資するため、各区に区民により構成される区民会議を設置する。

### (名称)

第2条 区民会議の名称は、その置かれた区の名称を冠するものとする。

### (所掌事務)

第3条 区民会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 区における地域社会の課題を把握し、その解決を図るための方針及び方策について調査審議を行うこと。
- (2) 前号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事項について調査審議を行うこと。

### (組織等)

第4条 区民会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 区の区域内において規則で定める分野における活動を行う団体から推薦された者
- (2) 区民会議の委員に応募した者
- (3) その他区民会議の目的を達成するために区長が必要と認めた者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

### (委員長及び副委員長)

第5条 区民会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、区民会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 区民会議は委員長が招集し、委員長はその会議の議長となる。

2 区民会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

( 専門部会 )

第7条 区民会議は、必要に応じ専門部会を置くことができる。

( 関係者の出席 )

第8条 区民会議は、調査審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

( 区民会議参与 )

第9条 川崎市の議会の議員及び神奈川県議会の議員は、その議員の選挙区とされる区の区民会議の会議に出席することができる。

2 前項の規定により会議に出席した議員は、区民会議参与として必要な助言をすることができる。

( 区長等の役割 )

第10条 区長は、区民会議の調査審議の結果を尊重し、区民との協働の推進、関係機関との連携その他必要な取組により、区における暮らしやすい地域社会の形成に努めるものとする。

2 市長その他の執行機関は、区民会議の調査審議の結果を尊重し、前項に規定する区長の役割が的確に果たされるための必要な措置を講ずるよう努めるとともに、当該結果を市政に反映するよう努めるものとする。

( 庶務 )

第11条 区民会議の庶務は、各区役所において処理する。

( 委任 )

第12条 この条例に定めるもののほか、区民会議の組織に関し必要な事項は規則で定め、区民会議の運営に関し必要な事項は委員長が区民会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

## 川崎市区民会議条例施行規則

平成18年3月31日

規則第28号

### (趣旨)

第1条 この規則は、川崎市区民会議条例(平成18年川崎市条例第11号。以下「条例」という。)第4条第2項第1号及び第12条の規定に基づき、区民会議の組織に関し必要な事項を定めるものとする。

### (課題の選定)

第2条 区民会議は、区民会議の委員が自らの活動等を通じて把握した課題及び区役所が業務を通じて把握した課題のうちから調査審議すべき課題を適切に選定するものとする。

### (分野)

第3条 条例第4条第2項第1号に規定する規則で定める分野は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 防災又は地域交通環境の向上など安全で快適な暮らしを支える分野
- (2) 福祉の推進、健康の増進など幸せな暮らしを支える分野
- (3) 子育て、教育など人を育て心をはぐくむ分野
- (4) 緑の保全、ごみの抑制など自然環境又は生活環境を向上させる分野
- (5) 産業の振興、都市拠点の形成などまちの活力を高める分野
- (6) 文化又は観光の振興などまちの魅力を発信する分野
- (7) 地域住民組織活動、まちづくり活動など市民自治を推進する分野
- (8) 前各号に定めるもののほか、各区の地域特性に応じた課題に関する分野

### (専門部会)

第4条 区民会議は必要に応じ委員で構成される専門部会を設置し、専門部会は専門的事項に関する調査検討を行うものとする。

- 2 専門部会に属すべき委員は、委員長が区民会議に諮って指名する。
- 3 専門部会に部会長を置き、専門部会に属する委員の互選により定める。
- 4 専門部会は、調査検討のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
- 5 部会長は、専門部会の事務を掌理し、専門部会の調査検討の経過及び結果を区民会議に報告するものとする。



(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、区民会議の組織に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

## 川崎区区民会議要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市区民会議条例(平成18年川崎市条例第11号。以下「条例」という。)第1条の規定に基づき設置する川崎区区民会議(以下「区民会議」という。)の組織について、川崎市区民会議条例施行規則(平成18年規則第28号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (課題の調査審議)

第2条 区民会議は、緊急性、重要性、実現性などを考慮して課題を選定し調査審議するものとする。

2 区民会議は、会議毎に調査審議の結果をまとめ、年度毎に書面で市長に報告するものとする。

### (団体推薦委員)

第3条 区長は、規則第3条で定める分野における活動を行う団体から活動目的、活動範囲、区内における活動実績を総合的に判断して選定した団体に委員の推薦を依頼するものとする。

2 前項において推薦を依頼された団体(以下「推薦団体」という。)は、「川崎区区民会議委員推薦書(第1号様式)」により、速やかに委員の推薦を行うものとする。

3 前項の規定により推薦され、委員の就任を承諾する者は、「川崎区区民会議委員就任承諾書(第3号様式)」(以下「就任承諾書」という。)を市長に提出するものとする。

4 推薦団体が委員を変更する場合には、「川崎区区民会議委員推薦変更届(第2号様式)」を市長に提出するものとする。

### (公募委員)

第4条 条例第4条第2項第2号の委員の公募については、別に定める。

2 前項の公募により選任された者は、就任承諾書を市長に提出するものとする。

### (区長選任委員)

第5条 条例第4条第2項第3号により選任され、これを承諾する者は、就任承諾書を市長に提出するものとする。

### (委員の再任)

第6条 委員は、2期に限り再任されることができる。

(副委員長)

第7条 条例第5条に規定する副委員長の人数は2名とし、委員長の職務代理はあらかじめその指名する副委員長が行うものとする。

(専門部会)

第8条 条例第7条に規定する専門部会は、区民会議に諮り委員長が設置する。

(庶務)

第9条 区民会議の庶務は、企画課において処理する。

附 則

この要綱は、平成18年4月20日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

## 川崎区区民会議運営要領

### 1 趣旨

川崎区区民会議の運営に関し必要な事項を定める。

### 2 会議

- (1) 区民会議は年4回開催を原則とし、委員、区民会議参与、傍聴者が参加しやすい時期、時間帯に配慮する。
- (2) 区民会議の議事は出席委員の一致により決することを原則とし、議長がこれにより難しいと認める場合は区民会議に諮ったうえで適切な方法により決する。

### 3 幹事会

- (1) 円滑な会議運営を図るため、区民会議に幹事会を置く。
- (2) 幹事会は、委員長、副委員長及び委員長が指名する委員をもって構成する。
- (3) 幹事会は、委員長が招集し座長を務める。

### 4 専門部会

部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長が予め指名する委員が職務を代理する。



# 川崎区区民会議は 地域課題の解決に取り組みます



カラーリングで地域のつながり



災害に備えて地域の防災力向上



ゴーヤーで緑のカーテンづくり



まちを花で飾る活動で地球温暖化対策

## 第2期川崎区区民会議中間報告書

平成21(2009)年4月

事務局 川崎区役所企画課

〒210-8570 川崎市川崎区東田町8番地

TEL 044-201-3267 FAX 044-201-3209

川崎区区民会議のホームページ

<http://www.city.kawasaki.jp/61/61kawasakiku/kuminkai/index.htm>